

	化学物質名	評価	評価の理由等	症状又は障害		文献名 (症例報告等)	過去の評価結果				
				告示上の標記	具体的な内容		評価 (※2)	評価の理由(※3) 【通常労働の場で発生しうるものと認められるか否かという観点から】	文献等	文献等にある職業ばく露の状況	
10	システアミン塩酸塩 (CHC) 2-aminoethanethiol hydrochloride 156-57-0	△		皮膚障害		Isaksson 2007 Landers 2003 労働者健康福祉機構報告書(2008)	○	美容師でCHCによるアレルギー性接触皮膚炎が報告されている(Isaksson2007、Landers2003)。労働者健康福祉機構報告書(2008)によると、理・美容師でパッチテストは10%以上の高い陽性率が認められている。			
		○		皮膚障害	アレルギー性 皮膚炎	『理・美容師の職業性接触皮膚炎－宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－』《第2報》 Ito A et al: Contact Dermatitis, 77:42-48, 2017 Nishioka K et al: Contact Dermatitis, 80: 174-175, 2019	△	横断研究は海外(デンマーク、オランダ)のものであるが、Contact Dermatitis 80(3): 2019に掲載された西岡らによるShort paperによると、山口県のある皮膚科クリニックで2012年から2017年の間に診た17人の美容師のうち、7人(41%)がシステアミン塩酸塩に対するパッチテストに陽性だったと報告している。日本人の症例報告であることからこれも含めて検討が必要か。			
		×						△			
		○	委員ご指摘の日本の症例としてNishioka et al. (2019)が7例の美容師の例を報告しているの、ありでもよいのでは。ただ論文としては短い。	皮膚障害	皮膚紅斑	Nishioka et al. (2019)	△	横断研究はデンマークのものは摂食性皮膚炎の診断のもとにパッチテスト陽性が1人、オランダの例はパッチテストのみ、症例はコーカソイド(白人)例で広いので、日本人の症例を含めて再検討			
		△						△	1つの疫学調査及び1つの症例だけでは◎、○とはできない。この他に疫学、症例があれば検討の余地はあるが、現時点では保留。		
11	コカミドプロピルベタイン(CAPB) Cocoyl amide propyldimethyl glycine 86438-79-1	△	非アレルギー性の皮膚炎を起こす	皮膚障害		Suuronen2012 Aerts2016 谷口彰治, 他:皮膚34(増14):191-195, 1992 Yasunaga C et al: Environmental Dermatology 7:16-20, 2000 Hashimoto R et al: Environmental Dermatology 7:84-90, 2000 Kondo M et al: Environmental Dermatology 9:63-69, 2002	○	皮膚障害 CAPBは界面活性剤でシャンプーとして多用されている。皮膚のバリア機能を破壊する作用があり、様々な物質の感作の機会を作る。	Suuronen2012 Aerts2016 13)谷口彰治, 他:皮膚34(増14):191- 195, 1992 14)Yasunaga C et al: Environmental Dermatology 7:16-20, 2000 15)Hashimoto R et al: Environmental Dermatology 7:84-90, 2000 16)Kondo M et al: Environmental Dermatology 9:63-69, 2002 アメリカ接触皮膚炎協会は、2004年にアレルギーの原因となる物質に認定した。	Suuronen2012は10人をCAPB関連物質による接触皮膚炎と診断し、うち2人をCAPB陽性とした。Aerts2016の症例はCAPB関連物質に曝露しているがパッチテストでCAPBには陰性であった。皮膚のバリア機能の破壊によるものと思われる。	
		△~ ×?	アメリカ接触皮膚炎協会は、2004年にアレルギーであると結論したものの、Cosmetic Ingredient Review (CIR)が2012年に報告したscientific reviewではCAPB自体はアレルギーではなく製造過程で含まれるアミノアミドとDMAPAがアレルギーになると結論している。 ただし『理・美容師の職業性接触皮膚炎－宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－』《第2報》によると、CAPB陽性率は39.6%と高い。			Scientific Literature Review "Fatty Acid Amidopropyl Dimethylamines as Used in Cosmetics" February 13, 2012 (Cosmetic Ingredient Review) 『理・美容師の職業性接触皮膚炎－宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－』《第2報》	△	後ろ向き研究ではアレルギーであることを否定しているものの、国内ではパッチテスト陽性者が報告されていることから検討の必要ありか。			
		×						×	Suuronenらの後ろ向き研究で、著者自身が、CAPB自体がアレルギーではない可能性が高いと結論している		
		×	Shaughnessy et al. (2014)ではアトピー性皮膚炎の患者は避けた方が良く、と言う結論になっていて、また武林先生ご指摘のようにSchnuch(2011)の研究を見ると偽陽性の可能性が高いとしてたので、×にしました。					△	Suuronen(2012の再検討と他の症例があるかどうか		美容師、経皮
		○		皮膚障害		Suuronen2012, Yasunaga et al 2000, Hashimoto et al. 2000, Kondo M et al.2002	○	エビデンスが十分か。			

※1 告示に新たに症状又は障害を追加することへの可否について、◎:必ず追加すべき、○:追加すべき、△:評価保留、×:追加すべきものはないで記載をお願いします。
 ※2 「評価の理由」の欄には、評価された理由を記載頂き、◎又は○と評価される場合は、症状又は障害と根拠となるその文献等の記載をお願いします。